

2023年12月6日

株主の皆さまへ

日清食品ホールディングス株式会社

株式分割に関するよくあるご質問

当社は、2023年12月6日開催の取締役会において、株式分割を実施することについて決議いたしました。株主の皆さまに、株式分割についてより深くご理解いただくため、「株式分割に関するよくあるご質問」をご用意いたしましたので、ぜひご一読ください。

Q1. 株式分割を実施する理由は何ですか？

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整えることで、それにより、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ってまいります。

Q2. 資産の価値に影響を与えないのですか？

株式分割の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主さまがご所有の株式の資産価値が変わるものではありません。

ご所有株式数は3倍に増加しますが、1株あたりの純資産額は3分の1に減少します。

Q3. 所有株式数が増加するので、受け取ることができる配当金も増加しますか？

株式分割後のご所有株式数は3倍になりますが、1株あたりの配当金が3分の1となる予定ですので、お受け取りになられる配当金の総額に株式分割が影響を与えることはございません。

Q4. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

株主さまが当社やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。ただし、以下の点にご留意いただけますよう、お願い申し上げます。

株式分割後の100株未満の株式は単元未満株式となります。単元未満株式と単元株式の大きな相違点は、単元未満株式については、取引所市場で売買できないこと及び株主総会での議決権がないことです。単元未満株式についても、引き続き株式を所有し続けること及び配当金をお受け取りいただくことは可能です。

また、「単元未満株式の買増」「単元未満株式の買取」の制度がご利用できます。詳細は、次頁Q5をご参照ください。

Q5. 「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の制度はどのようなものですか？

また、本制度を利用するにはどのようにしたらよいですか？

①単元未満株式の買増制度（100株への買増）

株主さまがご所有する単元未満株式と合わせて1単元（100株）となるよう、当社に対し当社株式を売り渡すことを請求できる制度です。

②単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し株主さまがご所有する単元未満株式を買い取ることを請求できる制度です。

本制度に関する利用手続きにつきましては、証券会社の口座で株式をご所有の株主さまは、口座をお持ちの証券会社へお問い合わせください。特別口座で株式をご所有の株主さまは、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社までお問い合わせください。

なお、単元未満株式をご所有でない株主さまは、当社や証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はありません。

Q6. 株式分割に伴う株式の売買停止期間はありますか？

売買停止期間はございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などとの関係で、株式分割前の株価・ご所有株式数でのお取引は2023年12月27日（水）までとなります。2023年12月28日（木）から株式分割後の株価・ご所有株式数でのお取引となります。

なお、単元未満株式の買増請求停止期間は2023年12月15日（金）から2023年12月31日（日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2023年12月29日となります。）、買取請求停止期間は、12月26日（火）から12月31日（日）（当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2023年12月29日になります。）となっております。

Q7. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

株主さまの株式分割後のご所有株式数は2023年12月31日時点の株主名簿に記載または記録されたご所有株式数に3を乗じた株式数となります。また、議決権数は分割後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式分割の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	株式分割の効力発生前			株式分割の効力発生後		
	ご所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数	ご所有株式数	うち、単元未満株式数	議決権数
例①	100株	—	1個	300株	—	3個
例②	30株	30株	—	90株	90株	—
例③	60株	60株	—	180株	80株	1個

・例①に該当する株主さまは、特段の手続きの必要はありません。

・例②及び例③に該当する株主様は、単元未満株式をご所有されております。単元未満株式については、そのままご所有いただくことも可能であり、株式数に応じた配当金をお受け取りいただけますが、単元未満株式については株主総会の議決権がありません。また、ご希望により、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただけます。

Q8. 株主優待制度はどうなりますか？

本年につきましては、2023年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された300株以上ご所有の株主さまを対象に現行制度に基づき実施いたしました。

なお、現行の株主優待制度につきましては、当社ウェブサイトにてご案内しております。

(<https://www.nissin.com/jp/ir/>)

また来年以降の内容につきましては、本日付で公表いたしました「株主優待制度変更に関するお知らせ」をご参照ください。

Q9. 株式分割に関する今後のスケジュールはどうなりますか？

2023年12月27日（水）現在の株価・ご所有株式数での当社株式売上の最終日

2023年12月31日（日）株式分割の基準日

2024年 1月 1日（月）株式分割の効力発生日

◆株式分割に関するお問い合わせ先◆

株式分割に関しましてご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

<株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

東京都府中市日鋼町1-1

電話：0120-232-711（通話料無料）

（午前9時から午後5時まで。土・日・祝日等を除く。）

以上